

府政防第1230号
消防災第100号
令和2年6月2日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(災害緊急事態対処担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長

大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について

平素より、防災行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大規模な災害の発生時においては、被災現地に対し、内閣府調査チームなど国等からの職員等の派遣や地方公共団体の応援職員の派遣を行い、国等と被災地方公共団体が連携し、円滑かつ速やかな情報収集や各種調整等を実施しているところです。

今年度も出水期を迎え、改めて、国等からの職員等の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースの確保（レイアウト等※の確認を含む）について、関係者においてご確認をお願いします。

なお、執務スペースの確保にあたっては、令和2年4月27日付消防災第79号「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について（通知）」のご確認をお願いします。

また、災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、引き続き、適切な空間の確保への配慮等について、よろしく願います。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

※県庁における国の執務スペースの確保については、例年4月に開催される、各都道府県の防災主管部長が出席される「防災・危機管理特別研修」の中でも、災害緊急事態対処担当参事官が担当する講義の中で、「現地対策本部の標準的な配置計画図」という資料を用いてイメージをお示ししております（当該研修については、本年は6月にweb会議で開催予定です）。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下において、密にならないよう適切な空間の確保が必要となるため、別添を参考に、今一度、貴庁舎内における予定箇所についてご確認・ご検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害緊急事態対処担当）付

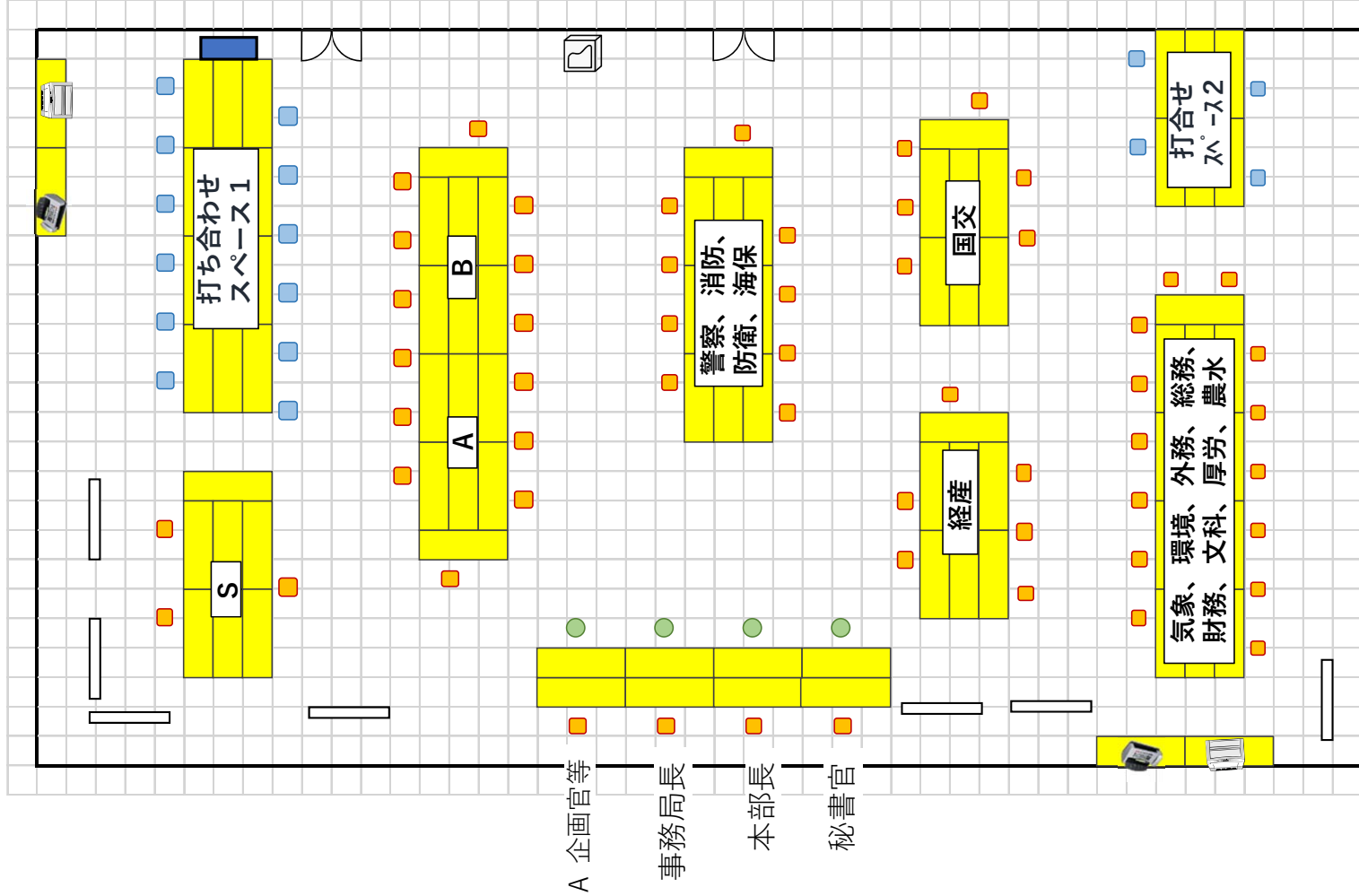
担当：田宮、福田、加藤 電話：03-3501-5695

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：津田、鈴木 電話：03-5253-7525

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における現地対策本部の配置計画図

(別添)



【面積】

空間的に密にならないような配置には400㎡程度が必要となる。なお、ひとつの部屋の確保が出来ない場合には、できるだけ近接した広い部屋の確保に努める。

【TV会議】

TV会議は打ち合わせスペース等を使用することとし、TV会議システムは、本部長及び事務局長の席を映せるよう設置する。

【本部長への報告・協議】

各班からの本部長への報告や協議事項については、本部長前のスペースを利用する。その際には、臨時に椅子を設置する。

【C部門の各班の連携】

各班が連携する業務の打ち合わせは、打ち合わせスペース1、2を利用する。

【情報の共有】

- ・各班は地図を活用して全般的な把握・調整に努める。
- ・被害状況図などは、ホワイトボードや壁に貼るなど、情報の共有化に努める。

【各班の人数】

全体56名
(事務局長以下54名)

- A : 事態総括班 (8)
- B : 情報総括班 (7)
- C1 : 事案対処特命班
- C2 : 実動対処班
- C3 : 緊急輸送ルート班
- C4 : 物資調達輸送班
- C5 : 医療・衛生班
- C7 : 被災者支援班
- I : 各省庁リエゾン (35)
- S : 庶務総括通信班 (3)

【凡例】

- 設置席
- 設置席 (予備席)
- 打合せ時の臨時席
- ホワイトボード
- コピー機
- FAX
- プリンター
- TV会議システム

消防災第 79 号
令和 2 年 4 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各地方公共団体におかれては、この度の新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご尽力をいただいているものと承知しております。

大規模災害発生時においては、救助活動など初動時の応急対策を迅速・的確に行うため、また、関係機関との調整をより円滑・的確に行うため、災害対策本部を設置することなどにより対応していただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止に万全を期すため、今後の災害対応に係る災害対策本部の運営等に際しても、例えば、以下の点に留意するなど、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進していただきますようお願いいたします。

- 1 災害対策本部設置場所の工夫
- 2 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- 3 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- 4 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- 5 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- 6 電話やTV会議システム等の活用

貴職におかれましては、貴管内市区町村にもこの旨ご周知いただきますようよろしくお願いたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<問合せ先>

○消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL: 03-5253-7525 FAX: 03-5253-7535